

＜守口市立学校＞新型コロナウイルス感染症にかかる臨時休業等の取扱い 令和4年3月4日(金)から(3月11日(金)以降も継続)

陽性者の確認

臨時休業(原則3日間)

ただし、検査に期間を要すなど、陽性者の最終登校日から5日以上経過して陽性が確認された場合は、臨時休業を行わない。

【休業等の範囲】

- ・陽性者が在籍する学級を閉鎖(入会児童室は当該学級の児童のみ利用停止)・・・①
- ・陽性教員が授業を行った学級を閉鎖・・・①
- ・陽性者が所属するクラブに参加している児童生徒は活動内容により必要に応じて出席停止(原則3日間)・・・②

【臨時休業中に行うこと】

- ・濃厚接触者の特定(行動履歴、座席表を作成し、保健給食課に提出)
- ・共用部分を中心とした施設消毒

学校再開

陽性者、濃厚接触者は出席停止

延長 ※全体で5日間

同学級で複数(15%以上)の陽性者が確認される等、校内感染の可能性が考えられる場合には、学級の閉鎖を延長する。
※り患報告が遅延した場合も含む

感染可能期間

- 陽性者が有症状の場合：症状が出た日の2日前から
- 陽性者が無症状の場合：検体をとった日の2日前から

濃厚接触者の可能性の判断 ※感染可能期間中に

- 車内等で長時間の接触があった
- 手で触れる距離(目安として1m)でマスクなしで陽性者と15分以上話をした

濃厚接触者等の特定

保健所指導のもと疫学調査を実施

①陽性者が感染可能期間に登校し、他の児童生徒等との接触あり

- ・濃厚接触者への出席停止(最終接触日の翌日から7日間)
- ・新たな陽性者への出席停止(保健所から指示された期間)

陽性者、濃厚接触者は出席停止、その他の児童生徒は臨時休業後、登校再開

②陽性者が感染可能期間に登校しているが、接触範囲が明らかに限定的
他の教室で授業を受けていたなど、明らかに接触がない場合や接触が限定される場合は、接触があった児童生徒を出席停止(原則3日間)

陽性者、濃厚接触者を出席停止とし、その他の児童生徒は登校可

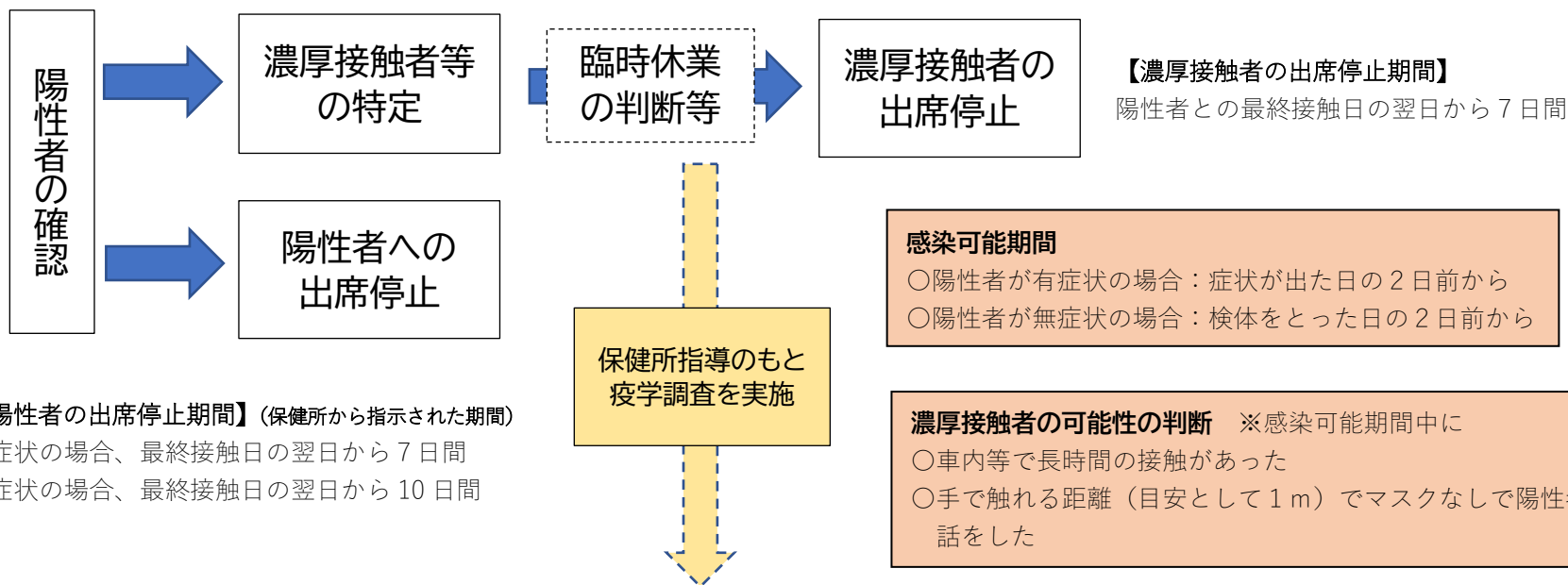
オンライン授業、オンライン学習の実施

出席停止、臨時休業期間において、学習用タブレット端末を活用したオンラインによる学習支援を行う。

<守口市立学校>新型コロナウイルス感染症にかかる臨時休業等の取扱い

令和4年4月8日(金)から

※感染状況に応じて変更となる場合もあります。



【陽性者の出席停止期間】（保健所から指示された期間）

無症状の場合、最終接触日の翌日から7日間

有症状の場合、最終接触日の翌日から10日間

臨時休業の判断等

①直近3日間で当該学級において特定した濃厚接触者等(陽性者を含む)が、在籍児童数の15%に満たない場合

学級閉鎖は行わない

②直近3日間で当該学級において特定した濃厚接触者等(陽性者を含む)が、複数(在籍児童数の15%以上)確認された場合

原則3日間の学級閉鎖

(参考) オミクロン株潜伏期間の中央値2.6日

③当該学級以外の交流(クラブ)等で教育活動が行われた場合

濃厚接触者に特定した場合、その児童生徒等のみ出席停止

オンライン授業、オンライン学習の実施

出席停止、臨時休業期間において、学習用タブレット端末を活用したオンラインによる学習支援を行う。